

登録教習機関業務停止処分の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項で準用する同法第53条第1項第2号に基づき業務停止を命じたので、同法第112条の2第2項第3号に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年4月2日

愛知労働局長



記

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 登録教習機関の名称 | 宮崎エンジニアリング株式会社 |
| 2 登録教習機関の住所 | 愛知県名古屋市中川区丸米町二丁目38 |
| 3 代表者の職氏名 | 代表取締役社長 犬伏 邦夫 |
| 4 事務所の名称 | 宮崎エンジニアリング株式会社 |
| 5 事務所の所在地 | 愛知県名古屋市中川区丸米町二丁目38 |
| 6 業務停止を命じた年月日 | 令和7年4月2日 |
| 7 業務停止の対象区分 | 第1496号 玉掛け技能講習 |
| 8 業務停止の期間 | 令和7年4月18日から令和7年6月17日まで |

